

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。

社会保険労務士 山下事務所 は 「この会社で働くことができよかった」 そう思えるような会社作りのお手伝いを致します

★ 社員の健康に気を配る ★

◆平成18年の労働安全衛生法の改正で、長時間残業者に対して、医師による面接指導が義務付けられました。

当初は50人以上の事業場が対象でしたが、平成21年度からは、50人未満の事業場でも面接指導が義務化されています。

つまり、全事業所で実施義務がある訳です。
面接指導の対象者となる人は以下の通りです。

- ①1ヶ月当たりの時間外労働が100時間を超える
- ②疲労の蓄積が認められる
- ③労働者本人が希望する

◆至極当然のような条件ですが、③の条件が気になっていました。希望はあっても、本人の心の内に留めたままで、申し出ることはほとんどないのではないでしょうか。

◆原因は、上長の認識が薄く、申し出る環境(風土)でないことが一つ、また、健康管理は個人任せであることも考えられます。

◆もちろん、健康管理は会社の責務ではなく個人の責務ですが、『社員の健康に気を配る』というある程度の会社側の配慮も必要と考えます。

◆日々の仕事の中で、腹痛・頭痛・風邪等の体調不良は、見た目で見分けるので「ちょっと気分が優れません。」と申し出ることはできるでしょう。

◆しかし、長時間労働による疲労については多くの場合、「何だか疲れた。」で終るか「何だか疲れた。ちょっと病院へ行ってみようかな。」という、自己の健康管理に任せっぱなしです。本当にそれで良いのでしょうか？

◆年1回の健康診断は実施していることでしょう。しかし、それだけでは『社員の健康に気を配っている』ことにはなりません(単に安衛法上の義務を履行しているだけ)。

◆また、この健康診断も、正社員は実施するがパート社員は実施しない(実施しなくても良い場合あり)といった取り扱いも

見受けられます。

◆過労死等々は、本人の生活習慣病(高血圧・糖尿病・脂質異常症等)やその予備軍の人に、“長時間労働”という負荷がかかったことが引き金となって、病状の悪化により起こります。

◆長時間労働でも“平気な人”と“そうでない人”との差は、ご本人が、長時間労働に耐えられる健康状態か否かの差です。

◆生活習慣病の程度の具合によって、リスクの高低が示されます。リスクが高い人に対しては、治療、若しくは、生活習慣の改善が求められ、長時間労働に耐えることができるような健康体になって頂くことが先決です。

◆そういったことを、会社として把握・実施しているか否かがポイントです。

◆長時間労働を肯定しているわけではありません。ただ、事業を経営する以上、ある程度の時間外労働が発生することはやむを得ないことも事実です。

◆長時間労働の期間が短期・長期の差はあるものの、『社員の健康に気を配る』という配慮は、経営上のリスクマネジメント対策としては必須要件です。

◆社員との対話等々、『社員の健康に気を配る』という会社の姿は、社員のモチベーションを上げる要因にもなります。

JREPOに関するお問い合わせは下記まで

社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : office-srry@sr-yamashita.comホームページ : <http://sr-yamashita.com>

【業務案内】

- | | |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援 |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演 |
| ★管理者研修の実施 | ★各種助成金の申請 |
| ★退職金制度の構築 | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。